

| No. | 資料名        | 該当頁 | 項目番号 |   |     |    | 項目名                    | 質問  | 回答  | 質問者  |
|-----|------------|-----|------|---|-----|----|------------------------|---|---|------|
|     |            |     |      |   |     |    |                        |   |   | 企業名  |
| 1   | 業務要求水準書(案) | 3   | II   | 1 |     |    | 排水処理業務                 | 「排水処理業務」は、「実施方針」(p2)で事業者が行うとされる業務の区分と一部が重複しています。業務の内容、用語は、今後、統一されるとの理解でよろしいでしょうか。   | 業務の内容、用語について表現の統一を考慮して改訂します。  | 電源開発 |
| 2   | 業務要求水準書(案) | 3   | II   | 2 | (1) | 1) | 有効利用業務(躯体の改良)          | コンクリート躯体の改良は、応募者提案のとおり認められるとの理解でよろしいでしょうか。  | 躯体の改良は可能です。ただし、提案に伴う不具合等のリスクは事業者負担となること、また、提案の内容によっては事業者負担で耐震診断を行い安全性を照査することとなりますので留意願います。  | 電源開発 |
| 3   | 業務要求水準書(案) | 3   | II   | 2 | (1) | 1) | 既存コンクリート建造物・構築物の有効利用業務 | 必要性によっては事業者提案により改良を認めるとありますが、これは老朽化や瑕疵等を復旧するためのものは含まれず(老朽化、瑕疵は県のリスク負担であるためです。)、事業者の提案内容を実現するために必要な改良であるとの理解でよろしいでしょうか。また、すでに日常の運用で千葉県殿が必要と認識している改良の内容がありましたら、ご開示いただきますようお願いいたします。 | 前段: そのとおりです。<br>後段: 日常の運用において必要と認識している改良はありません。   | 月島機械 |
| 4   | 業務要求水準書(案) | 3   | II   | 2 | (1) | 2) | 排水処理施設に係る設備の更新業務       | 既存設備の機械・電気設備は全て撤去の対象になるということでしょうか。  | 要求水準書(案)別紙-2、別紙-3に示した既存設備は更新対象です。当該設備は、平成25年3月31日までに更新または撤去願います。ただし、事業者の提案により、更新するまでの工事期間中において、当該既存設備を継続使用することは可能ですが、継続使用に関わるリスクは全て事業者の負担となることに留意ください。また、当該既存設備を使用しない場合、平成25年3月31日までに撤去願います。  | 石垣   |
| 5   | 業務要求水準書(案) | 3   | II   | 2 | (1) | 2) | 排水処理施設に関わる設備の更新業務      | 設備更新に替えて新設及び既存設備の撤去とする事が出来ると記載がありますが、土木・建築物の新設は可能でしょうか。この際、既存設備の撤去は必要でしょうか。   | 土木・建築物の新設は可能ですが、建築基準法上の制限に留意してください(実施方針の回答No.66を参照)。既存設備については更新を行わない場合は撤去が必須です。また、既存コンクリート構築物(調整槽・濃縮槽・上澄水槽、及び付属ポンプ室)の有効利用は必須です。   | 月島機械 |
| 6   | 業務要求水準書(案) | 3   | II   | 2 | (1) | 2) | 排水処理施設に関わる設備の更新業務      | 既存排水処理所の受変電設備部分更新に伴い、上位の停電が必要と考えます。円滑な工事の実施のため、千葉県殿と事業者にて協議及び調整をさせて頂けるとの認識でよろしいでしょうか。   | 受電切替に伴い短時間の浄水場全体の停電は必要と考えます。浄水場全体の停電を伴う工事の実施にあたっては、浄水場運転への影響を考慮する必要があるため、協議・調整が必要です。現在、浄水場から千葉ニュータウンへは給水場を通さず直接配水しているため、バックアップとなる高架水槽の容量を考慮すると、冬季夜間で短時間であれば浄水場全体の停電は可能と考えます。なお、排水処理施設停止の実績は提供します(No.72の回答を参照)。  | 月島機械 |
| 7   | 業務要求水準書(案) | 3   | II   | 2 | (1) | 3) | 管路の更新業務                | 地中配管についても更新の対象となるのでしょうか。  | 地中配管についても更新の対象となります。更新範囲は、業務要求水準書P3 2(1) 3)管路の更新業務に記載の管路、及び排水処理施設廻りの給水管、汚水管、雨水管です。改訂時に業務要求水準書P3 2(1) 3)に明記します。  | 石垣   |
| 8   | 業務要求水準書(案) | 3   | II   | 2 | (3) |    | 進入道路の整備業務や必要な外溝の整備業務   | 進入道路及び事業用地内にある導水管Φ1500、Φ800の埋設位置について、実施方針等の説明会時に、後日図面を開示いただけるとご説明いただきましたが、導水管基礎及び導水管の影響範囲につきましてもご開示いただきますようお願いいたします。  | 基礎図はありません。平面図・断面図を提供しますので、管防護等については提案願います。  | 月島機械 |
| 9   | 業務要求水準書(案) | 3   | II   | 3 |     |    | 維持管理・運営業務              | 「運営業務」は、別紙1「用語の定義」において、排水処理業務であるとの記載がある一方で、「実施方針」においては、(排水処理業務に含まれる)「脱水ケーキの再生利用業務」及び「上澄水の返送業務」は、「維持管理・運営業務」とは別の業務に区分されています。業務の内容、用語について、整理願います。                                   | No.1の回答を参照。   | 電源開発 |
| 10  | 業務要求水準書(案) | 4   | III  | 1 | (1) |    | 事業用地                   | 専用の道路とは、PFI事業用地内の道路を示すものでしょうか、PFI事業用地外の道路を示すものでしょうか。PFI事業用地外の道路については維持管理の範囲外と考えてよろしいでしょうか。  | 専用の道路とは、事業区域の西側φ1500導水管路に平行して公道と事業区域間に整備する進入道路のことで、当該進入道路の整備とその後の維持管理は事業者負担により実施することになります。  | 月島機械 |
| 11  | 業務要求水準書(案) | 4   | III  | 1 | (2) |    | 既存施設の利用                | 注意書きに「法定耐用年数を過ぎたものについては更新することを原則とする」とありますが、別紙2のリストに掲載のものが法定耐用年数を過ぎたものか否か判断できるデータがないことから、別紙2のリストに設置年、経過年数、修繕履歴を追加願います。   | 別紙-2、3に示される既存設備は全て更新または撤去対象です。ご質問の注意書きは、既存施設を利用するために事業者が新設または更新した設備について、事業期間中に耐用年数に達した場合は、原則として再度更新が必要となるとの趣旨です。ただし、事業者による適切な維持管理とリスク負担を条件に、再更新時期を法定耐用年数より遅くすることは可能と考えます。既存設備の設置年はすべて昭和52年です。更新工事は行っていません。整備工事及び修繕工事の中で設備の部品交換を行っています。公文書として保存している文書の中から、工事報告書を提示します。 | 電源開発 |

| No. | 資料名        | 該当頁 | 項目番号 |   |     |  | 項目名         | 質問   | 回答   | 質問者          |
|-----|------------|-----|------|---|-----|--|-------------|--|--|--------------|
|     |            |     |      |   |     |  |             |  |  | 企業名          |
| 12  | 業務要求水準書(案) | 4   | Ⅲ    | 1 | (2) |  | 既存施設の使用     | 注)2. 法定耐用年数を過ぎたものについては更新することを原則とする。とありますが、提案によりすべて更新ではなく、撤去または維持管理に支障の無い形で残すことも可能でしょうか。  | No.4の回答を参照。<br>注)趣旨はNo.11の回答を参照。   | 月島機械         |
| 13  | 業務要求水準書(案) | 4   | Ⅲ    | 1 | (3) |  | 既存設備の更新     | 平成23年3月31日までに進行一部設備の更新及び、一部既存設備の撤去の範囲について御教示下さい。   | 平成23年3月31日までに進行「脱水機のうち少なくとも1台の新設又は更新、受電設備の整備、維持管理・運用開始に必要な一部設備の更新及び一部既存設備の撤去」の範囲は、提案によります。   | 石垣           |
| 14  | 業務要求水準書(案) | 4   | Ⅲ    | 1 | (3) |  | 既存設備の更新     | 平成23年3月31日までに進行工事は、貴水道局の完了検査を平成23年3月31日までに進行と考えてよろしいでしょうか。<br>また、平成25年3月31日までに進行工事は、貴水道局の完了検査を平成25年3月31日までに進行と考えてよろしいでしょうか。  | 平成23年3月31日までに進行工事について、平成23年3月31日までに県の完工確認と引渡しを行うこととなりますが、それまでに事業者による試運転、完成検査を終えなければなりません。<br>平成25年3月31日までに進行工事についても同様に、平成25年3月31日までに県の完工確認と引渡しを行うこととなりますが、それまでに事業者による試運転、完成検査を終えなければなりません。                               | メタウォーター      |
| 15  | 業務要求水準書(案) | 4   | Ⅲ    | 1 | (3) |  | 既存設備の更新     | 運営開始前である平成23年4月以前の工事期間中の既設排水処理設備の運転維持管理は千葉県殿で行うのでしょうか。平成23年4月以降、新設設備は事業者の維持管理に属するものと思われそうですが、残りの既設設備撤去は平成25年3月31日までとされており。この間の既設設備の運転維持管理方法は、事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。 | 運営開始前、平成23年3月31日までの工事期間中の既設排水処理設備の運転維持管理は千葉県が行います。<br>平成23年4月1日以降、平成25年3月31日までの間については事業者が運転維持管理を行い、運転管理方法は事業者の提案によります。   | 月島機械         |
| 16  | 業務要求水準書(案) | 4   | Ⅲ    | 1 | (3) |  | 既存設備の更新     | 平成23年4月以降、～平成25年3月31日までの工事期間中の脱水機の設備規模は、業務要求水準書P7記載の脱水機の運転時間に見合った設備規模とすることが必要でしょうか。また、平成23年4月以降、～平成25年3月31日までの工事期間中の維持管理・運営業務に関し、脱水機の実際の運転時間に制約はございますでしょうか。            | 業務要求水準書(案)P7に示した脱水機運転時間は全脱水設備が整備(更新・新設)された後(平成25年4月1日以降)に対するものです。<br>平成23年4月以降、～平成25年3月31日までの工事期間中の維持管理・運営業務に関し、脱水機の実際の運転時間には特に制約は設けない予定です。  | 月島機械         |
| 17  | 業務要求水準書(案) | 4   | Ⅲ    | 1 | (3) |  | 既存設備の更新     | 平成23年4月以降、～平成25年3月31日までの工事期間中の維持管理・運営業務に関し、既設脱水機及び設備の消耗品、トラブル等発生した場合の費用及び損害の負担は千葉県殿が行うものと考えてよろしいでしょうか。   | 事業者負担となります。ただし、平成23年3月31日時点で県に在庫のある消耗品は、在庫の範囲で提供します。   | 月島機械         |
| 18  | 業務要求水準書(案) | 4   | Ⅲ    | 1 | (3) |  | 既存設備の更新     | 新設脱水設備の建設期間中は、新設電気設備が完成するまでの間、既設脱水設備と新設脱水設備を運転継続するためには受電が2回線受電となることが予想されます。2回線受電での運用方法について、東京電力殿との協議は実施済みでしょうか。実施済みであれば、協議内容をご教示下さい。                                   | 受電に関する協議はまだ行われていません。また、1回線または2回線受電の適用に関しては、本事業者に設ける運転条件等を十分勘案のうえで判断願います(ここで、2回線受電とは、電力会社からの受電を本線・予備線の2回線で受電できる形態の受電方式であり、片方の受電が不能となった場合に他方に切り替えることにより受電が可能となる受電方式)。<br>一方、工事の2系統受電(本事業者と県水道局両者の電源を排水処理設備負荷に供給する受電)は不可です。 | 月島機械         |
| 19  | 業務要求水準書(案) | 4   | Ⅲ    | 1 | (3) |  | 既存設備の更新     | 平成23年3月までに現在未使用の土地に脱水施設を建設し、全ての脱水機を新設することも可能であるとの解釈でよろしいでしょうか。   | 可能です。実施方針回答No.66参照。  | 月島テクノメンテサービス |
| 20  | 業務要求水準書(案) | 4   | Ⅲ    | 1 | (4) |  | 計画固形物量・送泥濃度 | 平成10～19年度の調整・濃縮・脱水設備の運転日報、月報及び年報データの公開をお願い致します。<br>今後高度浄水処理の導入計画を考えておられますが、今回の事業提案ではこれらを考慮しない業務要求水準と考えますが宜しいでしょうか。   | 前段については、北総浄水場排水処理運転日誌(H10～19年度)を提供します。<br>後段については、その通りです。  | 石垣           |
| 21  | 業務要求水準書(案) | 5   | Ⅲ    | 1 | (4) |  | 高度処理浄水処理の導入 | 今後高度浄水処理を導入することが考えられとあります。事業期間中に導入された場合、要求水準の変更、変更に伴う契約金額の変更については、貴水道局と事業者間で協議事項となるとの理解でよろしいでしょうか。   | 高度浄水処理導入に伴う汚泥の変化は、リスク分担表No.48に該当しないと考えます。したがって高度浄水処理処理に伴う業務要求水準及び契約金額の変更は想定していません。   | メタウォーター      |
| 22  | 業務要求水準書(案) | 5   | Ⅲ    | 1 | (4) |  | 計画固形物量      | 排水処理施設計画に用いる固形物量とともに、濃縮汚泥濃度(濃縮槽出口濃度)をご教示頂けないでしょうか。処理能力を想定するために必要と考えます。   | 北総浄水場排水処理運転日誌(H10～19年度)を提供します。   | メタウォーター      |

| No. | 資料名        | 該当頁 | 項目番号 |   |     |    | 項目名                | 質問  | 回答   | 質問者          |
|-----|------------|-----|------|---|-----|----|--------------------|---|--|--------------|
|     |            |     |      |   |     |    |                    |   |  | 企業名          |
| 23  | 業務要求水準書(案) | 5   | Ⅲ    | 1 | (4) |    | 原水濁度の実績            | 粉末活性炭について、注入実績データを全て開示願います。   | 汚泥処理状況報告書(H10～19年度)を提供します。   | 電源開発         |
| 24  | 業務要求水準書(案) | 5   | Ⅲ    | 1 | (4) |    | 排泥濃度、汚泥濃度の実績       | 薬品沈殿池の排泥濃度及び濃縮槽引抜き汚泥濃度について、実績データを全て開示願います。  | 北総浄水場排水処理運転日誌(H10～19年度)を提供します。   | 電源開発         |
| 25  | 業務要求水準書(案) | 5   | Ⅲ    | 1 | (4) |    | 計画固形物量・送泥濃度        | 「今後高度浄水処理を導入することが考えられ、将来的に汚泥の性状が現状と変わる可能性がある」とありますが、この場合、サービス購入料の見直しが行われるという理解でよろしいでしょうか。   | No.21の回答を参照。   | 千葉銀行         |
| 26  | 業務要求水準書(案) | 5   | Ⅲ    | 1 | (4) |    | 計画固形物量・送泥濃度        | 表「排水処理施設計画に用いる計画固形物量」に示された計画平均流入固形物量(t-DS)は、脱水設備の稼働日数を週5日とした場合の1日の処理固形物量ではなく、排水処理設備に流入する1日の固形物量と考えればよろしいでしょうか。  | その通りです。<br>表「排水処理施設計画に用いる計画固形物量」に示した計画平均流入固形物量及び計画高濁度相当固形物量(t-DS)は、いずれも1日の取水・浄水に伴って発生する固形物量を示します。したがって、脱水設備の能力を決定するに際しては、当該数値を脱水機の稼働日数により補正する必要があります。即ち、平均流入固形物量に対しては表の数値を7/5倍、高濁度時については7/7=1.0倍することになります。 | 月島機械         |
| 27  | 業務要求水準書(案) | 5   | Ⅲ    | 1 | (4) |    | 計画固形物量・送泥濃度        | 事業規模を設定する上での年間総計画固形物量のご提示をお願いいたします。   | 別紙4-1排水処理実績(月平均)により計算願います。   | 月島機械         |
| 28  | 業務要求水準書(案) | 5   | Ⅲ    | 1 | (4) |    | 計画固形物量・送泥濃度        | 排泥濃度と脱水ケーキ含水率の実績が示されておりますが、既存脱水機の運転ろ過・圧搾圧力、ろ過・圧搾時間、ろ過速度等の運転データの提供をお願いいたします。   | 北総浄水場排水処理運転日誌(H10～19年度)を提供します。   | 月島機械         |
| 29  | 業務要求水準書(案) | 5   | Ⅲ    | 1 | (4) |    | 計画固形物量・送泥濃度        | 今後高度浄水処理を導入することが考えられるということですが、その場合は実施方針・添付資料6のリスク責任分担表のNo.47、48に相当すると考えてよろしいでしょうか。  | No.21の回答を参照。   | 月島機械         |
| 30  | 業務要求水準書(案) | 5   | Ⅲ    | 1 | (4) |    | 計画固形物量             | 計画固形物量の計画高濁度相当固形物量を超過した場合、要求水準を超過した条件に当てはまり、ペナルティー等の対象にはならないとの解釈でよろしいでしょうか。   | 計画固形物量は脱水施設設計のための計画値であって要求水準ではありません。あくまで全量受入れが要求水準です。しかしながら、台風襲来等の緊急時への対応にあっては、土曜・休日運転や24時間運転等の協力を依頼する代わりにペナルティーの対象とはしない予定です。  | 月島テクノメンテサービス |
| 31  | 業務要求水準書(案) | 5   | Ⅲ    | 1 | (4) |    | 計画固形物量・送泥濃度(ただしがき) | 貴浄水場において、高度処理導入等、現行処理プロセスの変更に伴う汚泥の性状等により、前提条件Ⅲ-1が変更となった場合に生じる計画変更は可能と理解してよろしいでしょうか、また、当該変更に伴う増加費用につきましては、増加額が決定した時点で速やかに貴県の負担としてサービス購入料に上乘せし、本事業者に支払って頂くことでよろしいでしょうか。 | 高度浄水処理についてはNo.21の回答を参照。<br>高度浄水処理以外の場合には実施方針・添付資料6予想されるリスクと責任分担表によります(No.47、No.48参照)。  | 月島テクノメンテサービス |
| 32  | 業務要求水準書(案) | 5   | Ⅲ    | 1 | (4) |    | 計画固形物量・送泥濃度        | 将来高度浄水処理導入に伴う汚泥の性状変更のリスクは、現時点では選定事業者では考慮出来ないため、県水道局様がリスク負担するものと考えますがいかがでしょうか？   | No.21の回答を参照。   | 明電舎          |
| 33  | 業務要求水準書(案) | 6   | Ⅲ    | 2 | (1) | 1) | 汚泥の受入              | 「浄水場から送られる汚泥を全量受け入れること」とありますが、5頁の「排水処理施設計画に用いる計画固形物量」を超える受入の運転リスクについてのお考えを御教示下さい。   | No.30の回答を参照。   | 石垣           |

| No. | 資料名        | 該当頁 | 項目番号 |   |     |    | 項目名 | 質問                 | 回答  | 質問者  |              |
|-----|------------|-----|------|---|-----|----|-----|--------------------|---|--|--------------|
|     |            |     | Ⅲ    | 2 | (1) | 2) |     |                    |   | 企業名  |              |
| 34  | 業務要求水準書(案) | 5   | Ⅲ    | 2 | (1) | 2) | ①   | 着水井における原水濁度        | 原水濁度60度～70度を超えるとありますが、60度を超える場合と理解してよろしいでしょうか。  | 浄水場は、濁度が60度を超えるおそれがあるときでも緊急時の体制をとらない場合もありますし、浄水場が緊急時の対応が必要と判断する指標は濁度だけではありません。60度～70度が目安であるご理解願います。  | メタウォーター      |
| 35  | 業務要求水準書(案) | 6   | Ⅲ    | 2 | (1) | 2) |     | 送泥計画に係る連絡調整と事業者の対応 | ①②に示される緊急時の過去の発生頻度についてご教示下さい。   | 仮に濁度70度以上を緊急時と線引きすると、当該濁度を上回る日数は年間の2%程度です。   | 石垣           |
| 36  | 業務要求水準書(案) | 6   | Ⅲ    | 2 | (1) | 2) |     | 送泥計画に係る・・・         | 「処置方法等について県水道局と協議の上対応する」とありますが、これのリスクについては貴水道局ご負担と考えてよろしいでしょうか。   | 要求水準はあくまでも汚泥の全量受入ですが、緊急時にあつては送泥量(回数)や上澄水の濁度について協議するとの趣旨です。したがって、リスクは相互で負担(県:濁度上昇に伴う薬品使用量の増等、事業者:運転時間延長に伴う人件費等の増等)することになります。  | メタウォーター      |
| 37  | 業務要求水準書(案) | 6   | Ⅲ    | 2 | (1) | 2) | ②   | 通常とは異なる原水状況        | 「原水に比較的頻繁に確認されている以上の臭気物質が含まれる等、通常とは異なる原水状況となること」とあります。比較的頻繁について、具体的基準をご教示願います。また、通常の原水状況について、具体的基準をご教示願います。 | 木下取水場の上流にある手賀沼において微生物が異常発生すると、原水中の臭気物質が増えることにより浄水場も影響を受けます。臭気物質が増えた場合、浄水場では活性炭の注入を増やす対応をするため発生固形物量が増加します。臭気物質(2-MIB)の測定データと排水処理運転日誌を提供するので参考にしてください。なお、取水不可となる臭気物質の基準値はありますが、浄水場において緊急対応を開始する臭気物質の基準値は設けていません。 | メタウォーター      |
| 38  | 業務要求水準書(案) | 6   | Ⅲ    | 2 | (1) | 2) |     | 送泥計画に係る連絡調整と事業者の対応 | 着水井における原水濁度が60～70度を超過した場合、要求水準を超過した条件に当てはまり、ペナルティー等の対象にはならないとの解釈でよろしいでしょうか。                                 | No.30の回答及びNo.34の回答を参照。   | 月島テクノメンテサービス |
| 39  | 業務要求水準書(案) | 6   | Ⅲ    | 2 | (1) | 2) |     | 送泥計画に係る連絡調整と事業者の対応 | 操業前の貴県、事業者による情報交換は脱水設備運転日に実施するものとの解釈でよろしいでしょうか。   | その通りです。  | 月島テクノメンテサービス |
| 40  | 業務要求水準書(案) | 6   | Ⅲ    | 2 | (2) |    |     | 排水処理               | 脱水機の運転時間で高濁度時6時間/日とありますが、24時間以内/日とすることはできないのでしょうか。  | No.16の回答を参照。   | 石垣           |
| 41  | 業務要求水準書(案) | 6   | Ⅲ    | 2 | (2) |    |     | 排水処理               | 脱水機の運転時間が規定されておりますが、この規定は設備計画を行うために定める規定値であって、実際の運用時間(脱水機運転時間等)を制限するものではないと考えてよろしいですか。                      | その通りです。  | メタウォーター      |
| 42  | 業務要求水準書(案) | 6   | Ⅲ    | 2 | (2) |    |     | 排水処理               | 新設2次濃縮装置等とありますが、濃縮効果がある装置との理解で宜しいでしょうか。また、設置については必須との理解で宜しいでしょうか。   | 新設2次濃縮装置等とは、濃縮効果がある装置との理解で差し支えありません。また、所要の処理能力、運転時間を満足するならば、設置の有無を含め、装置の形式について特に制約はありません。  | メタウォーター      |
| 43  | 業務要求水準書(案) | 6   | Ⅲ    | 2 | (2) |    |     | 排水処理 脱水機の運転時間      | P7の脱水機運転時間において、春期・秋期の運転時間の指定がありませんが、原則として夏期と同様と考えてよろしいでしょうか。また、冬期において高濁度時は脱水機の休止は無と考えてよろしいでしょうか             | 前段については、春期・秋期の運転時間は夏期に同じです。後段については、その通りです。   | メタウォーター      |
| 44  | 業務要求水準書(案) | 6   | Ⅲ    | 2 | (2) |    |     | 排水処理               | 「事業者提案による新設2次濃縮装置等」とありますが、新設2次濃縮装置等の設置は必須であり、「排水処理施設に係る設備更新等業務」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。                         | No.42の回答を参照。   | 電源開発         |

| No. | 資料名        | 該当頁 | 項目番号 |   |     |    | 項目名            | 質問  | 回答   | 質問者          |
|-----|------------|-----|------|---|-----|----|----------------|---|--|--------------|
|     |            |     | Ⅲ    | 2 | (2) |    |                |   |  | 企業名          |
| 45  | 業務要求水準書(案) | 6   | Ⅲ    | 2 | (2) |    | 排水処理           | 「新設2次濃縮装置等」の定義及び千葉県殿にて想定されている内容をご教示下さい。また、新設2次濃縮装置等の設置は事業者が不要と判断した場合は、設置しないという提案は可能でしょうか。   | No.42の回答を参照。   | 月島機械         |
| 46  | 業務要求水準書(案) | 7   | Ⅲ    | 2 | (2) |    | 排水処理(脱水機の運転時間) | 現状、脱水機の運転は1月～3月の間に修繕工事を行うことから、前後の11月～12月と4月～6月の間は2台で24時間稼働のフル運転状況とのご説明が現地説明会においてなされました。脱水機が3台設置された場合は平均濁度時は6時間/日、5日/週(夏季)の日勤勤務で対応可能と考えてよろしいでしょうか。平成23年度以降の更新工事期間中は脱水機3台の運転が不可能な期間があります。不可能な期間はどの程度とお考えでしょうか。更新工事期間中は現状と同様24時間稼働が予想されますが、運転時間延長に係るもの(たとえば運転員の配置、費用等)ご教示願います。 | 1点目については、提案によります。脱水設備能力は、要求水準書(案)p.7を参照。<br>2点目について、3台運転が不可能な期間の運転方法については提案によります。ただし、施工中にあっても、少なくとも1台の脱水機が運転可能な体制を維持願います。<br>3点目について、稼働時間延長に伴う費用増はサービス購入料に含まれます。運転費用部分について単価契約は予定していません。 | メタウォーター      |
| 47  | 業務要求水準書(案) | 7   | Ⅲ    | 2 | (2) |    | 排水処理           | 運転時間の規定がありますが、運転員にて運転する時間と考えてよろしいでしょうか。既設脱水機を運用する場合、もしくは、脱水機の更新工事中においては、運転時間の厳守は不要と考えてよろしいでしょうか。  | 前段については、脱水機の実運転時間であり、脱水機運転開始前の準備時間や脱水機運転終了後の時間は含みません。<br>後段については、No.16の回答を参照。  | メタウォーター      |
| 48  | 業務要求水準書(案) | 7   | Ⅲ    | 2 | (3) | 2) | 上澄水の水質         | 現設備の上澄水返送水濁度の運転値(平均値、最小値、最大値)について御教示下さい。また、排水処理施設から汚水池に返送される上澄水質の悪化により、上澄水の返送を停止されたことはありますか。  | 前段について、水質測定機器に不備があり、継続して計測したデータはありません。業務要求水準書(案)を作成するために、最近計測した結果を提供します。後段について、返送される上澄水の水質悪化により、上澄水の返送を停止したことはありません。   | 石垣           |
| 49  | 業務要求水準書(案) | 7   | Ⅲ    | 2 | (3) | 1) | 上澄水の返送 返送      | P7において、上澄水濁度は浄水場と協議して決定とありますが、ある程度想定している濁度はあるのでしょうか。濁度が大幅に相違する場合、脱水方式に影響がでると考えます。   | 前段について、水質測定機器に不備があり、継続して計測したデータはありません。業務要求水準書(案)を作成するために、最近計測した結果を提供します。   | メタウォーター      |
| 50  | 業務要求水準書(案) | 7   | Ⅲ    | 2 | (3) | 1) | 上澄水の返送 返送      | P7において処理工程から発生する「分離水等」の排水とありますが、脱水機のろ布の洗浄水等通常の設備運転に必要な洗浄水や雑用水も含まれると解釈してよろしいでしょうか  | 「分離水等」の排水には、通常の脱水設備運転において発生する脱水機のろ布その他の洗浄水、雑用水を含みます。   | メタウォーター      |
| 51  | 業務要求水準書(案) | 7   | Ⅲ    | 2 | (3) | 2) | 上澄水の水質         | 上澄水の返送水濁度について、実績データを全て開示願います。   | No.49の回答参照。  | 電源開発         |
| 52  | 業務要求水準書(案) | 7   | Ⅲ    | 2 | (3) | 2) | 上澄水の水質         | 上澄水返送水濁度については、協議の上決定するとされていますが、決定された濁度は、業務要求水準値ではなく、当該決定された濁度を満足できない場合でも、サービス購入料の減額又は支払い停止は行われたいとの理解でよろしいでしょうか。(業務要求水準値とする場合は、予め当該濁度を設定願います。)   | 協議の上決定された返送水濁度は、要求水準と同等に扱います。超過した場合、ただちにサービス購入料の減額ペナルティーの対象とする予定はありませんが、超過が改善されず継続した場合、改善勧告を行うこととなります(実施方針添付資料8参照)。  | 電源開発         |
| 53  | 業務要求水準書(案) | 7   | Ⅲ    | 2 | (3) | 2) | 上澄水の水質         | 上澄水返送濁度は浄水場と協議のうえで決定するとありますが、事業者の施設および運転管理上の不備以外のものであれば返送濁度が決定値を越えた場合でも事業者の責とはならないと考えてよろしいでしょうか。  | No.52の回答参照。  | 月島機械         |
| 54  | 業務要求水準書(案) | 7   | Ⅲ    | 2 | (3) | 4) | 上澄水の水質         | 排水処理施設にて処理できない物質が浄水処理からの排泥に含まれ、上澄水の水質が悪化した場合については、貴県との協議対象となると共にペナルティー対象外になるとの認識でよろしいでしょうか。   | No.52の回答参照。  | 月島テクノメンテサービス |
| 55  | 業務要求水準書(案) | 7   | Ⅲ    | 2 | (3) | 5) | 計装データの伝送       | データの伝送項目については、最低限どのような項目を考えているのでしょうか、貴県の考えを御教示願います。   | 汚泥の受入れや上澄水に関するデータ、侵入者の監視に関わる情報です。ただし、現在、中央監視設備の更新を計画中のため、具体的な項目については後日提示します。   | 月島テクノメンテサービス |

| No. | 資料名        | 該当頁 | 項目番号 |   |     |      | 項目名          | 質問   | 回答   | 質問者     |
|-----|------------|-----|------|---|-----|------|--------------|--|--|---------|
|     |            |     | Ⅲ    | 2 | (4) |      |              |  |  | 企業名     |
| 56  | 業務要求水準書(案) | 7   | Ⅲ    | 2 | (4) |      | 脱水ケーキの再生利用   | 既存の脱水ケーキの再生利用方法と利用先をご教示下さい。  | 現在の用途は、セメント原料、または人工軽量骨材としての利用です。委託先は太平洋セメント㈱です。                  | 石垣      |
| 57  | 業務要求水準書(案) | 7   | Ⅲ    | 2 | (4) |      | 脱水ケーキの再生利用   | 維持管理・運營業務開始日以前に発生した脱水ケーキの処分は、県水道局殿の責任及び費用負担で行われるとの理解でよろしいでしょうか。  | その通りです。  | 電源開発    |
| 58  | 業務要求水準書(案) | 7   | Ⅲ    | 2 | (4) | 1)   | 脱水ケーキの搬出     | 脱水ケーキについて「一時保管することは許容する」とのことですが、再生利用を目的とした長期の保管(需要調整等)も、認められないとの理解でよろしいでしょうか。  | その通りです。  | 電源開発    |
| 59  | 業務要求水準書(案) | 7   | Ⅲ    | 2 | (4) | 1)   | 搬出           | 排水処理敷地内の一時保管方法は事業者の提案によるものと解釈して宜しいでしょうか。あるいは既存貯留設備の更新によるものとお考えでしょうか。   | 事業者提案、既設貯留設備の改良(更新も含む)どちらでも結構です。貯留設備の設置にあたっては関係法令を遵守願います。        | 月島機械    |
| 60  | 業務要求水準書(案) | 8   | Ⅲ    | 2 | (4) | 2)   | 脱水ケーキの再生利用方法 | 乾燥、破碎、造粒等のための施設、設備を事業用地内に設置することは可能との理解でよろしいでしょうか。  | 可能です。ただし、実施方針No.66回答記載事項に留意願います。また、施設、または設備の設置にあたっては関係法令を遵守願います。 | 電源開発    |
| 61  | 業務要求水準書(案) | 8   | Ⅲ    | 2 | (4) | 4)   | 脱水ケーキの管理     | 「脱水ケーキの保管にあたって当該排水処理設備の内外を問わず飛散、脱落等がないよう…適性に管理すること。」、とありますが、施設内のヤード形態については、既設と同等(屋外ヤード(屋根無し)、ショベルカーにて搬出)としても問題ないと考えてよろしいですか。 | 問題ありません。ただし、関係法令を遵守願います。   | メタウォーター |
| 62  | 業務要求水準書(案) | 8   | Ⅲ    | 2 | (5) |      | 計装データの伝送     | 浄水場側が要求される排水処理施設の計装データ項目について御教示下さい。  | No.55の回答を参照。現段階では詳細を示すことができません。                                  | 石垣      |
| 63  | 業務要求水準書(案) | 8   | Ⅲ    | 2 | (5) |      | 計装データの伝送     | 「浄水場が要求する項目については浄水場に伝送すること」となっておりますが、事業者が行う範囲としては伝送装置の出力までととらえ、改良、新設工事は別途と理解しますが宜しいでしょうか。また、浄水場が要求する項目についてご教示願います。           | No.55の回答を参照。現段階では詳細を示すことができません。                                  | メタウォーター |
| 64  | 業務要求水準書(案) | 8   | Ⅲ    | 2 | (5) |      | 計装データの伝送     | 県水道局殿が伝送を要求する項目について、予め明示願います。  | No.55の回答を参照。現段階では詳細を示すことができません。                                  | 電源開発    |
| 65  | 業務要求水準書(案) | 8   | Ⅲ    | 2 | (5) |      | 計装データの伝送     | 計装データはどこにどの様な方法で伝送したらよいか、伝送方法等をご教示下さい。計装についての監視制御は、排水処理施設で実施するものとし、上位には計装データのみの伝送と考えますがよろしいでしょうか。                            | No.55の回答を参照。現段階では詳細を示すことができません。                                  | 月島機械    |
| 66  | 業務要求水準書(案) | 9   | Ⅲ    | 3 | (1) | 1) ① | 排水処理施設の能力    | 「原水状況が悪化した場合にあっては……」の悪化の基準値を御教示下さい。  | 明確な基準値はありません。No.34及びNo.37の回答を参照                                  | 石垣      |

| No. | 資料名        | 該当頁 | 項目番号 |   |     |    | 項目名 | 質問                   | 回答  | 質問者  |             |
|-----|------------|-----|------|---|-----|----|-----|----------------------|---|--|-------------|
|     |            |     | Ⅲ    | 3 | (1) | 1) |     |                      |   | ①  | 企業名         |
| 67  | 業務要求水準書(案) | 9   | Ⅲ    | 3 | (1) | 1) | ①   | 排水処理設備の能力            | 維持管理において脱水機の能力確認は独自の水分計測定の値を使用することによろしいでしょうか。また、測定頻度、外部機関への委託有無は事業者提案によろしいでしょうか。  | 前段について、事業者による測定で差し支えありません。後段について、測定頻度は毎日(日報記載事項)とする予定です。含水率測定の外部委託提案も差し支えありません。  | メタウォーター     |
| 68  | 業務要求水準書(案) | 9   | Ⅲ    | 3 | (1) | 1) | ①   | 排水処理施設の能力            | 「排水処理施設は、薬品、その他添加物を、一切使用することなく、計画固形物量の全量を含水率65%以下の脱水ケーキにすることが可能な能力を有すること」とあります。設計をする際の目標値との理解で宜しいでしょうか。   | 65%以下とは目標値ではなく要求水準です。  | メタウォーター     |
| 69  | 業務要求水準書(案) | 9   | Ⅲ    | 3 | (1) | 1) | ①   | 排水処理施設の能力            | 「(ただし、既設脱水機を使用している期間で、原水状況が悪化した場合にあっては70%程度以下とする)」と記載されていますが、原水状況の悪化の具体的基準をご教示願います。また、70%程度とは、70%超でも良いと解釈ができますが宜しいでしょうか。  | 前段について、ご質問の部分の記述は、既設脱水機を使用している期間においてケイ藻類が発生した場合を想定していますが、具体的基準はありません。後段について、含水率を「70%程度」とした理由は、事業者の収集運搬、再生利用に支障がないようにするためです。「70%程度」とありますが、事業者提案による再生利用方法で処理できる含水率を保つことは必要と考えます。 | メタウォーター     |
| 70  | 業務要求水準書(案) | 9   | Ⅲ    | 3 | (1) | 1) | ①   | 排水処理施設の能力            | 「計画固形物量の全量を含水率65%以下の脱水ケーキにすることが可能な能力を有すること」とあります。既設脱水機の内、少なくとも1台は既設脱水機を使用する期間があると思いますが、P5によると脱水ケーキ含水率の実績は最高68.4%となっています。再利用設備の受け入れが含水率68.4%でも支障なければ、65%以下にする必要はないと考えますが、脱水機に投入する前に前処理設備(機械濃縮等)の設置も考慮するということでしょうか。 | 65%以下が要求水準です。回答No.68を参照。既設脱水機の運転期間における含水率については、回答No.69を参照。前処理または後処理の実施については提案によります。  | アタカ大機       |
| 71  | 業務要求水準書(案) | 9   | Ⅲ    | 3 | (1) | 1) | ②   | 工事及び運用に関する工程等        | 脱水機の内1台は運転可能な状態とは、既設・新設問わず1台という考え方でよろしいでしょうか。   | 施工期間中、平成22年4月1日～平成22年12月15日は、2台運転可能な状態を維持することが必要と見込まれるので、当該条件を追加します。   | 月島機械        |
| 72  | 業務要求水準書(案) | 9   | Ⅲ    | 3 | (1) | 1) | ②   | 工事及び運用に関する工程等        | 施設の全停止が許容される期間をご教示下さい。また、修繕工事等での全停止の実績(全停止期間、時期を含みます。)をご教示下さい。  | 排水処理施設停止(脱水機2台停止)の実績を提供します。  | 月島機械        |
| 73  | 業務要求水準書(案) | 9   | Ⅲ    | 3 | (1) | 1) | ②   | 既存コンクリート建築物・構築物の有効利用 | 既存コンクリート建築物・構築物について、アスベストを使用している箇所がありましたら、使用場所、使用面積等をご教示願います。   | 今年度中にアスベスト調査を実施予定です。完了後に調査結果を提供します。  | 月島テクノメンテサービ |
| 74  | 業務要求水準書(案) | 9   | Ⅲ    | 3 | (1) | 1) | ②   | 既存コンクリート建築物・構築物の有効利用 | 躯体以外の建築機械設備、建築電気設備等付帯設備のうち、法的に設置しなくても問題なく、事業者が利用しない設備については、更新する必要はないとの解釈でよろしいでしょうか。   | その通りです。ただし、更新せず、利用もしないものは全て撤去願います。   | 月島テクノメンテサービ |
| 75  | 業務要求水準書(案) | 9   | Ⅲ    | 3 | (1) | 1) | ②   | 工事及び運用に関する工程等        | 既存排水処理施設の運用に用いていた設備及びそれに付帯する電気、機械、計装、監視制御設備のうち、法的に設置しなくても問題なく、事業者が利用しない設備については、更新する必要はないとの解釈でよろしいでしょうか。   | No.74の回答を参照。   | 月島テクノメンテサービ |
| 76  | 業務要求水準書(案) | 9   | Ⅲ    | 3 | (1) | 1) | ④   | 既存コンクリート建築物・構築物の有効利用 | 「躯体以外の建築機械設備・建築電気設備……については取替不可能のものを除き全て更新対象とする」とありますが、更新対象機器と取替不可能のものについては何かを具体的に御教示下さい。  | 躯体コンクリート内に埋込まれた電線管、同様に埋込まれたケーブル等、これに類するものが該当します。   | 石垣          |
| 77  | 業務要求水準書(案) | 9   | Ⅲ    | 3 | (1) | 1) | ④   | 既存コンクリート建築物・構築物の有効利用 | 「付帯設備等については、取替不可能なものを除き全て更新対象とする」とあります。取替不可能なものを具体的に提示頂けないでしょうか(取替可能なもののご提示でも結構です)  | No.76の回答を参照。   | メタウォーター     |

| No. | 資料名        | 該当頁 | 項目番号 |   |     |    | 項目名 | 質問                      | 回答   | 質問者   |         |
|-----|------------|-----|------|---|-----|----|-----|-------------------------|--|---|---------|
|     |            |     | Ⅲ    | 3 | (1) | 1) |     |                         |  | ④   | 企業名     |
| 78  | 業務要求水準書(案) | 9   | Ⅲ    | 3 | (1) | 1) | ④   | 既存コンクリート建築物・構築物の有効利用    | 現地説明会において、ITVカメラ、照明設備が更新対象とのご説明を頂きました。対象箇所と範囲(ケーブルの取り合い等)を明確にしていただけいでしょか。  | 対象機器は要求水準書(案)別紙2及び別紙3参照。伝送の取合いに関する責任分界点については後日提示します。                                      | メタウォーター |
| 79  | 業務要求水準書(案) | 9   | Ⅲ    | 3 | (1) | 1) | ④   | 既存コンクリート建築物・構築物の有効利用    | 現地説明会において、高架水槽の使用状況をご説明いただきました。現在使用していないとのことですが、更新対象でしょうか。撤去のみ必要でしょうか。   | 高架水槽は、現在使用していません。高架水槽を用いて給水することを提案するならば更新、不要ならば撤去願います。                                    | メタウォーター |
| 80  | 業務要求水準書(案) | 9   | Ⅲ    | 3 | (1) | 1) | ④   | 既存コンクリート建築物・構築物の有効利用    | 硫酸貯槽室、消石灰サイロ室の有効活用は自由提案とのご説明を現地説明会においていただきましたが、扉や壁を取り壊す提案でもよろしいでしょうか。  | 可能です。ただし、扉や壁を取壊すことに伴うリスクは全て事業者負担となることに留意ください。   | メタウォーター |
| 81  | 業務要求水準書(案) | 9   | Ⅲ    | 3 | (1) | 1) | ④   | 既存コンクリート建築物・構築物の有効利用    | 更新工事期間中の脱水機の搬出入についてお伺いします。現地説明会において、搬入ルートは既存シャッター部分になると予想されるとご説明いただきましたが、事業者範囲対象外のルート(脱水機棟と薬品沈殿池No.1・1Aの間の道路)を通ることになります。事業者範囲外の通行、使用を許可いただけますでしょうか。  | 浄水場と協議・調整のうえ、通行及び一時的使用を許可する見込みです。   | メタウォーター |
| 82  | 業務要求水準書(案) | 9   | Ⅲ    | 3 | (1) | 1) | ④   | 既存コンクリート建築物・構築物の有効利用    | 現地説明会において脱水機棟屋上に昇った際、扉のたてつけが悪く、帰り際に短時間では閉めることができませんでした。貴水道局のご負担で、扉、窓の修繕を実施いただけるとの理解で宜しいでしょうか。  | 金属製ドア及びシャッターを更新対象に追加します。  | メタウォーター |
| 83  | 業務要求水準書(案) | 9   | Ⅲ    | 3 | (1) | 1) | ④   | 既存コンクリート建造物・構築物の有効利用業務  | 躯体以外の建築機械設備、建築電気設備、エレベータ、火災報知器、消火設備等の付帯設備等について、中央管理棟監視設備その他との取合いについてご教示願います。   | 現在、中央監視設備の更新を計画中のため、具体的な項目については後日提示します。   | 月島機械    |
| 84  | 業務要求水準書(案) | 9   | Ⅲ    | 3 | (1) | 1) | ⑤   | 排水処理施設の能力               | P9の管路の防食ですが、特殊な防食方法の指定はお考えでしょうか。   | 特に電食が問題となる提案でない限りは、特殊な防食仕様を指定する予定はありません。  | メタウォーター |
| 85  | 業務要求水準書(案) | 9   | Ⅲ    | 3 | (2) | 1) |     | 機械設備、電気設備、その他付帯設備等の維持管理 | 脱水ケーキの含水率測定を現状分析室で行われていると現地説明会においてご説明がありました。維持管理・運営段階における含水率測定の際の分析計は貸与いただけるのでしょうか。  | 貸与するものではありません。事業者側で調達願います。  | メタウォーター |
| 86  | 業務要求水準書(案) | 10  | Ⅲ    | 3 | (1) | 2) | ①   | トラックスケール、ケーキヤード         | ケーキヤードで現在使用のシャベルローダー、脱水機棟内に設置されている含水率計は無償貸与頂けると考えてよろしいでしょうか。その場合、維持管理は貴水道局範囲と考えるとよろしいでしょうか。ほか、貸与いただけるものがありましたら提示していただけないでしょうか。   | No.85の回答を参照。  | メタウォーター |
| 87  | 業務要求水準書(案) | 10  | Ⅲ    | 3 | (1) | 2) | ①   | トラックスケール、ケーキヤード         | 「既設ケーキヤードの扱いについて、現状のまま、または必要に応じて改良のうえで使用すること」とあります。現状では脱水ケーキは屋外に置かれているので雨にあたり含水率が増すことが予想され、再生利用先がセメント等に限定されると思われます。幅広い再生利用先を確保し事業を安定させるために、事業者提案に基づく改良にとまなう費用は貴水道局にてご負担頂けないでしょうか。(飛散防止、臭気対策、周辺住民対策、製品の安定化を達成するため、困う等要求水準書で明記すべきと思います。) | ケーキヤードの改良を必須とすることは考えておりません。事業者事業者提案により改良を行なった場合、当該費用は、工事費用(サービス購入料の割賦支払部分)に当然含まれるものと考えます。 | メタウォーター |
| 88  | 業務要求水準書(案) | 10  | Ⅲ    | 3 | (1) | 2) | ②   | 進入道路・外構の整備              | 進入道路及び既設導入管φ1500、φ800の位置を御教示下さい。   | 平面図及び断面図を提供します。   | 石垣      |



| No. | 資料名        | 該当頁 | 項目番号 |   |     |    | 項目名 | 質問                         | 回答   | 質問者  |         |
|-----|------------|-----|------|---|-----|----|-----|----------------------------|--|--|---------|
|     |            |     | III  | 3 | (1) | 2) |     |                            |  | ②  | 企業名     |
| 89  | 業務要求水準書(案) | 10  | III  | 3 | (1) | 2) | ②   | 進入道路・外構の整備                 | 「本件事業区域の維持管理・運營業務の実施に必要な外構」は必要最低限の範囲でよいと考えてよろしいですか。(運用に必要な敷地が含まれていると思われるため)  | 事業区域は添付資料4のとおりです。本件事業区域の維持管理だけでなく、進入道路(事業区域外も含む)及び外構の維持管理も必要ですので留意ください。  | メタウォーター |
| 90  | 業務要求水準書(案) | 10  | III  | 3 | (1) | 2) | ②   | 進入道路・外構の整備                 | 既設導水管の土被りが小さく防護工の必要な区間、範囲等を御教示願います。  | 管布設置位置を示す平面図及び断面図を提供します。防護範囲と方法と範囲は提案によります。  | メタウォーター |
| 91  | 業務要求水準書(案) | 10  | III  | 3 | (1) | 2) | ③   | 既存脱水機棟の耐震性                 | P10において既存脱水機棟の耐震性については、収容物の重量が増加する場合や配置方法を変える場合のみ再度照査が必要となると考えてよろしいでしょうか。また、照査して耐震性に問題が発生した場合の耐震補強等の費用については別途協議と考えてよろしいでしょうか。  | 収容物の重量が増加する場合や載荷方法を変える場合には、既存脱水機棟の耐震性再照査が必要となります。耐震性再照査の費用、耐震補強が必要になった場合の費用は事業者負担となります。                                | メタウォーター |
| 92  | 業務要求水準書(案) | 10  | III  | 3 | (1) | 2) | ③   | 既存脱水機棟の耐震性                 | 既設機器リストの機器重量のご提示をお願いします。   | 既存機器の重量は、公開資料中に特に明示されたもの以外はデータがありません。また、耐震診断の見直しにあたって必要となる既存の耐震診断において採用している荷重の大きさについては同報告書を参照してください。                   | 月島機械    |
| 93  | 業務要求水準書(案) | 10  | III  | 3 | (1) | 3) | ②   | 電気                         | 「受電開始後に水道局が既存設備の運転等のために使用した電力量については、水道局が負担する」との記載がありますが、これにあたる既存設備運転とは千葉県殿でどのように実施するお考えであるかご教示下さい。   | 平成22年4月1日から平成23年3月31日の既設脱水機の運転は、委託により行う予定です。受託者は別途、入札により決定します。   | 月島機械    |
| 94  | 業務要求水準書(案) | 10  | III  | 3 | (1) | 3) | ③   | 水道                         | 量水器の設置、維持管理については貴水道局にて実施していただけますでしょうか。   | 量水器の設置、維持管理(計量法に基づく検定を含む)は、事業者が行ってください。  | メタウォーター |
| 95  | 業務要求水準書(案) | 10  | III  | 3 | (1) | 3) | ④   | 雨水、雑排水、汚水の排水               | 既設合併浄化槽の位置をご教示願います。また、同槽までの配管は更新するものでしょうか。   | 設置位置がわかる図面を提供します。責任分界点は後日提示します。  | 月島機械    |
| 96  | 業務要求水準書(案) | 10  | III  | 3 | (1) | 3) | ④   | 雨水、雑排水、汚水の排水               | 下水道に排除することになった場合は事業者負担としてサービス購入料の見直しを行うとありますが、事業年度としては何年頃になるのでしょうか。  | 下水道が整備される年次は、現時点で不明です。   | 石垣      |
| 97  | 業務要求水準書(案) | 11  | III  | 3 | (1) | 2) | ④   | 雨水、雑排水、汚水の排水               | 「下水道計画実施の進捗によっては下水道に排水することになり、その際には事業者負担として、サービス購入料の見直しを行う。」と記載されていますが、事業者が一時的に支払いを行い、後でサービス購入料が増額されるものと考えてよいですか。  | その通りです。  | メタウォーター |
| 98  | 業務要求水準書(案) | 11  | III  | 3 | (2) | 1) |     | 機械設備、電気計装設備、その他の付帯設備等の維持管理 | 「事業期間にわたり、本業務要求水準書で提示した性能を維持するよう事業者の費用負担において適切な維持管理、必要に応じた設備更新を実施する。」となっています。維持管理・運営段階における既存設備の修繕については、以下の解釈で宜しいでしょうか。<br>①「更新できないもの」として指定された既存設備については、事業者の修繕業務範囲外<br>②「提案により事業者が既存施設を延命利用する既存設備」は事業者の修繕業務に含む。 | ご質問の箇所に、左記①②のような記述はありません。また、引用部分の記述「事業期間にわたり、本業務要求水準書で提示した性能を維持するよう事業者の費用負担において適切な維持管理、必要に応じた設備更新を実施する。」を変更する予定はありません。 | メタウォーター |
| 99  | 業務要求水準書(案) | 11  | III  | 3 | (2) | 2) |     | 既存コンクリート建築物・構築物の維持管理等      | 建物内部の清掃業務(窓拭き、ワックス掛け等)について要求事項がございましたらご教示願います。(範囲、頻度等)   | 建物内部の清掃業務については提案によります。   | メタウォーター |

| No. | 資料名          | 該当頁 | 項目番号 |   |     |    | 項目名                 | 質問   | 回答  | 質問者          |
|-----|--------------|-----|------|---|-----|----|---------------------|--|---|--------------|
|     |              |     | III  | 3 | (2) | 3) |                     |  |   | 企業名          |
| 100 | 業務要求水準書(案)   | 11  | III  | 3 | (2) | 3) | 外構の維持管理             | 全ての外構施設についてとありますが、別図1の赤枠に囲まれた事業区域内と理解してよろしいでしょうか。  | その通りです。   | 石垣           |
| 101 | 業務要求水準書(案)   | 11  | III  | 3 | (2) | 3) | 外構の維持管理             | 事業者は、事業区域内の清掃を行うものと理解しておりますが、除草等の植栽に係る業務において要求事項がございましたらご教示をお願いします。(範囲、頻度等)  | 現状、浄水場では除草を年3回、一般見学者が立ち入る等の箇所については最大年5回実施しています。浄水場の運転に支障を及ぼさないよう配慮願います。                   | メタウォーター      |
| 102 | 業務要求水準書(案)   | 12  | III  | 4 | (1) | 1) | 故障時                 | 故障・復旧に関しての具体的なペナルティーはお考えでしょうか。ございましたら内容をご教示下さい。  | 汚泥の受入れ不能となった場合にはペナルティーを科すことを予定しています。  | 月島機械         |
| 103 | 業務要求水準書(案)   | 12  | III  | 4 | (3) | 1) | 景観等への配慮             | 事業者が電波障害・土壌汚染等の事前調査を実施する必要は無いものと考えて宜しいでしょうか。実施方針・添付資料6の責任分担表ではNO.33に地中障害物・土壌汚染に関するものは千葉県殿の負担となっております。電波障害についても同様と考えてよろしいでしょうか。 | 事業者が取得すべき許認可手続きに必要な各種調査費用は、事業者負担です。必要な調査範囲は、事業者提案の内容が不明なので回答できません。早めに監督官庁に相談されることをお勧めします。 | 月島機械         |
| 104 | 業務要求水準書(案)   | 12  | III  | 4 | (3) | 1) | 景観等への配慮             | 施設計画を行うにあたり、見学者対応を考慮しないこととしても差し支えないでしょうか。  | 一般の見学者への対応は想定していませんが、他事業者からの視察への対応は必要と考えて下さい。   | 月島機械         |
| 105 | 業務要求水準書(案)   | 12  | III  | 4 | (3) | 2) | 騒音などの対策             | 既存、他設備に係る項目について(例:敷地境界の悪臭など)は、本設備単独の影響とは断定できない場合、事業者はその解決に協力するものとして考えてよろしいでしょうか。   | 原因を断定できない場合は協議することとします。   | メタウォーター      |
| 106 | 業務要求水準書(案)   | 12  | III  | 4 | (3) | 2) | 騒音、振動、悪臭、粉塵、排出ガス対策等 | 「乾燥設備等を設置する場合には排出ガス対策を講じること。」ということですが、その規準については関連法令に従うことを求められているものと解釈して宜しいでしょうか。   | その通りです。   | メタウォーター      |
| 107 | 業務要求水準書(案)   | 13  | III  | 4 | (3) | 4) | 地球環境への配慮            | 地球環境に配慮することに関し、具体的な数値目標はございますでしょうか。ございましたら、内容をご教示下さい。  | 県の計画が現在改訂中のため、入札公告時に提供する予定です。   | 月島機械         |
| 108 | 業務要求水準書(案)   | 13  | III  | 4 | (4) | 1) | 安全管理・事故防止等          | 既存施設におけるアスベストの使用状況をご教示下さい。また、アスベストが使用されている場合、千葉県殿としてアスベストの処理をどのようにお考えかご教示下さい。  | 前段についてはNo.73の回答を参照。アスベストは関連基準にしたがって事業者が処理することとし、費用はサービス購入料に含みます。                          | 月島機械         |
| 109 | 業務要求水準書(案)   | 13  | III  | 4 | (5) |    | 業務の引継               | 事業期間終了時における施設の性能確認方法については、落札者決定後、貴県及び事業者にて協議できるものとの解釈でよろしいでしょうか。   | その通りです。   | 月島テクノメンテサービス |
| 110 | 業務要求水準書(案)別紙 | 1   | (32) |   |     |    | 不可抗力                | 不可抗力には法令の変更は含まないとありますが、法令の変更により設備の改修等が必要と判断された場合、貴水道局ご負担と考えてよろしいでしょうか。   | 法制度に関わるリスク分担については、実施方針添付資料6「予想されるリスクと責任分担表」のNo.6及びNo.7によるものとします。                          | メタウォーター      |

| No. | 資料名          | 該当頁 | 項目番号 |       |  |  | 項目名                     | 質問  | 回答  | 質問者     |
|-----|--------------|-----|------|-------|--|--|-------------------------|---|---|---------|
|     |              |     |      |       |  |  |                         |   |   | 企業名     |
| 111 | 業務要求水準書(案)別紙 | 1   | (20) |       |  |  | 建築設備                    | 「火災報知器」が「建築機械設備」に分類されていますが、正しくは、別紙3「本事業の対象設備(建築設備)」に記載のとおり「建築電気設備」でしょうか。      | 火災報知器は、建築電気設備に含めることで統一します。                        | 電源開発    |
| 112 | 業務要求水準書(案)別紙 | 1   | (11) |       |  |  | 脱水機棟                    | 衛生設備(給排水設備等)とありますが、具体的にご教示願います。また、今回更新対象となるものに含まれるものを具体的にご教示願います。             | 建物内の給排水設備の配管図を提供しますので、現場にて確認願います。衛生設備一式、全て更新対象です。 | メタウォーター |
| 113 | 業務要求水準書(案)別紙 | 2   |      |       |  |  | 本事業の対象設備(機械設備、電気・計装設備等) | 更新対象機器は、既設機器は参考とし、特にメーカー指定はないものと考えてよろしいでしょうか。                                 | その通りです。   | アタカ大機   |
| 114 | 業務要求水準書(案)別紙 | 2   |      |       |  |  | 本事業の対象設備                | パイロット汚泥処理槽、消石灰溶解槽、打込ポンプは今回撤去とありますが、パイロットプラント用脱水機の撤去は行わなくてもよろしいでしょうか。          | パイロットプラント用脱水機を撤去対象に追加します。                         | メタウォーター |
| 115 | 業務要求水準書(案)別紙 | 4   |      | 別紙4-2 |  |  | 原水濁度・含水率、流入固形物量         | 別紙4-1(10年間の月平均)と4-2(原水濁度の高い月)の数値について、原水濁度と含水率の数値が異なっていますが、月平均が正と考えてよろしいでしょうか。 | 別紙4-2記載の数値が正です。要求水準書(案)別紙4-1を修正します。               | メタウォーター |